

学術的根拠付

選べる
2タイプ

農地用架台



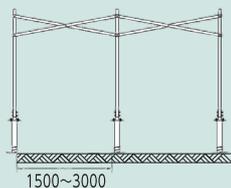
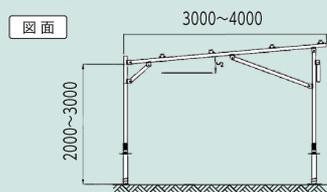
成山組イメージキャラクター
茂ちゃん

アマグモン

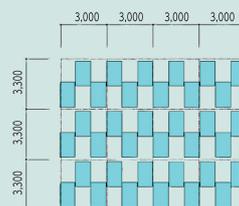
ソラマム

一般モジュール適応モデル

設置例約10kW



図面真上



屋根採光率 50%
必要土地面積 120m²

【概要】
設置角度:5°

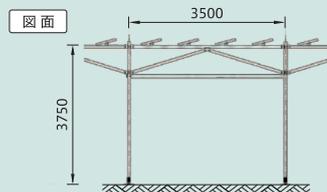
小型トラクター使用可

光の量はモジュールメーカー
により異なります

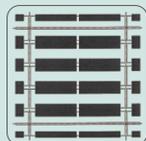
細幅モジュール適応モデル

施工も楽々!!
コストダウン!!

特許申請済み傾斜横ラック採用により、細幅パネルを一本の横ラックで支えます



図面真上



傾斜横ラック



特許
出願

角度は選べます。
(5°・10°・15°・20°・30°)

農地のままソーラーが**出来**ます!

2013年3月31日農林水産省は農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等(営農型発電設備)について、下部の農地において営農の適切な継続が確保され、かつ、周辺の営農に支障がないことを前提に、設置を許可する公表をしました。(24農振第2657号)現在、様々な地域で普及が始まっています。

営農継続型が難しい訳

1. パネルの角度・間隔等による遮光の影響から見て、作物の生育に適した日照量を確保する。
2. 支柱の高さ・間隔等から見て、農作物に必要な機械等を効率的に利用できる耕作空間を確保する。
3. 下部の農地における単収が、同じ年の周辺平均単収と比較して2割以上減少しない。
4. 下部の農地における農作物の生産状況を毎年報告し、必要な知見を有する者の確認を受ける。
5. 支柱の基礎部分を一時転用許可の対象とし、3年ごとに継続審査を総合的判断に基づいて行う。
6. 支柱は簡易な構造で容易に撤去できるものに限り、必要最小かつ適正な面積とする。
7. 一時転用のための許可申請書に添付する書類
①設備の設計図 ②下部農地における営農計画書 ③設置による営農への影響の見込みと関連データ・必要な知見を有する者の意見書
8. 学術的根拠

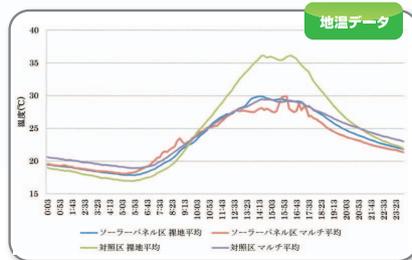
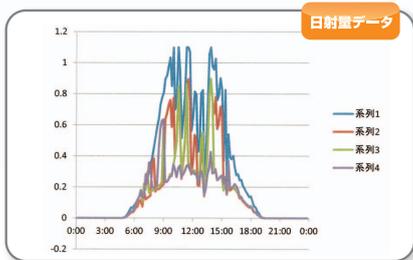


※野菜写真はイメージです

岡山大学との共同研究(営農継続型太陽光発電設備の研究)

近年、農業事業者からの要望も多く注目を浴びているソーラーシェアリングですが、実験例は少なく、作物栽培のために必要な気温や日射の変動による不安定さが懸念されております。そこで茂山組では岡山大学と共同研究を実施。ソーラーパネル架台下での気温や日射の変動を調査し、適切な作物を研究。農業と太陽光ビジネスの共存を実現化しております。

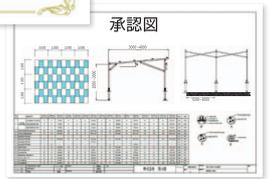
茂山組の開発した営農継続型太陽光発電架台の下での農作物の発育状況を研究しています。



設置場所:岡山大学 農学部 実験農場
日射量を確保するために、太陽光パネルを乱尺に設置しております。



H26.5月21日 岡山民放各局の夕方のニュースにも取り上げられました。



認定書と承認図を発行します